

新型コロナウイルス感染症対策について（サッカー競技）

佐賀県高校総体サッカー競技は、佐賀県高等学校体育連盟から出されている新型コロナウイルス感染症対策（佐高体連HP）にのっとり開催いたします。一部抜粋しますので確認をお願いします。

1 会場への入場を認める者（観客以外）

- (1) 競技専門部・審判員などの役員及び補助員、競技参加校の部顧問（外部指導者も含む）、選手を含む部員、引率者、来賓など。
- (2) 競技専門部から入場を許可された者（報道関係者、卒業アルバム業者など）

2 会場入場の条件（観客以外）

- (1) 保護者同意書（様式1）を5/27（木）までに学校長へ提出していること。
- (2) 会場入場時に関係者全員分の体調チェック表（様式2-2：サッカー専門部独自のもの）を専門部へ提出すること。体調チェック表はチーム初戦の14日前から記載しておくこと。

3 観客の入場について

参加校の保護者及び学校関係者に限り、入場を許可する。会場ごとに立ち入り禁止エリアを設け、そのエリア以外からの観戦とする。

4 感染防止に関すること

- (1) 会場入場者はマスクを着用し、感染防止対策を徹底すること。（競技中やアップ時は除く。）
- (2) 「握手」「ハイタッチ」「肩を組む」など、競技以外の身体接触を控え、ミーティング等も短時間で言い、密にならないように努めること。
- (3) チームで統率された応援、声を出しての応援は行わないこと（拍手のみ）。
- (4) 会場等で急に風邪症状の生徒が出た場合は、当該校職員が保護者及び学校管理職に連絡し帰宅させる。その場合、他の生徒等への健康観察を徹底させること。

5 大会前に学校内で感染等が判明した場合

- (1) 令和2年5月5日付け教委保第331号で通知のとおり、臨時休校の措置が取られた後、保健福祉事務所と教育委員会（私立学校は当該校）と協議のうえ、学校の再開が決定される。臨時休業の措置が取られている間は、すべての競技に参加できない。

6 大会期間中に感染等が判明した場合

- (1) 大会に参加していた選手、部顧問、役員等の参加者の感染が判明した場合、観戦者及び濃厚接触者に特定された者は、大会継続中である場合は行動自粛が解除されるまで大会に参加できない。
- (2) 大会の継続中止判断については保健福祉事務所の指導に従い主催者で判断し、継続が可能な場合はその後の組合せ等について競技専門部で決定する。